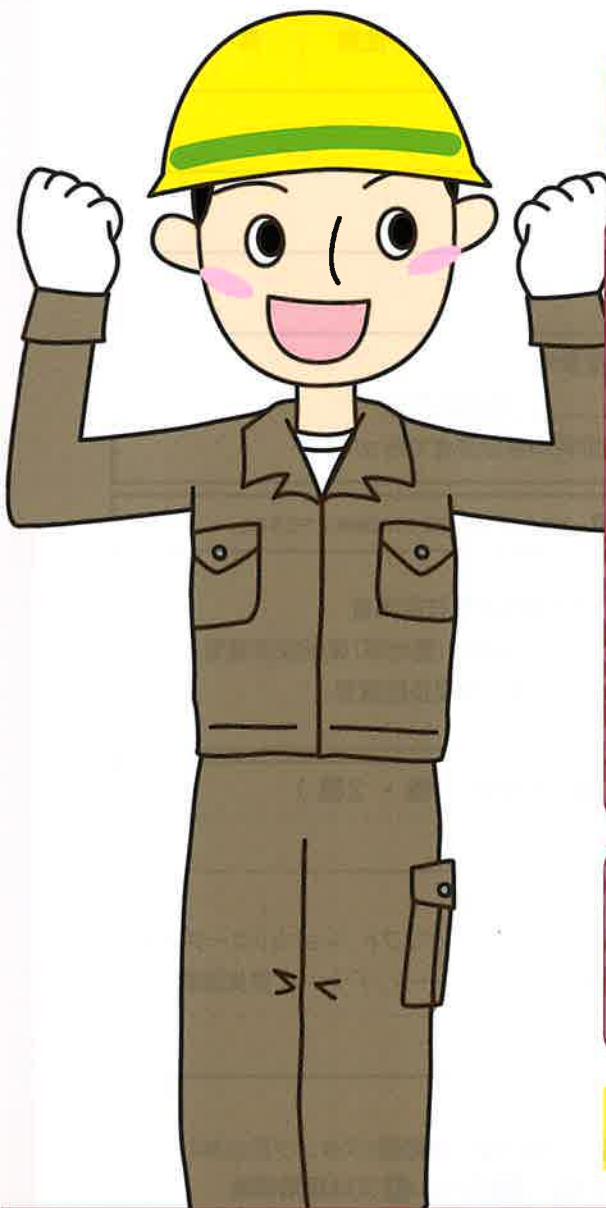


## 季節労働者の皆様へ

仕事に必要な技能を身につけるために  
技能講習で技能向上を応援します!

## 受講生 合計 27名募集!!



受講経費  
**無料**

## 2講習まで受講可能

協議会が技能講習に係る受講経費(受講料・テキスト代)を全額負担させていただき、季節労働者の技能向上を支援します。

## 講習場所

有限会社 試験場前自動車学園札幌クレーン特殊学校  
(札幌市手稻区曙5条5丁目110-8)

## フォークリフト運転技能講習

修了までの日数・時間  
5日(35時間)

定員 **3名**

小型移動式クレーン運転  
技能講習(つり上げ荷重5t未満)

修了までの日数・時間  
3日(20時間)

定員 **5名**

## 玉掛け技能講習

修了までの日数・時間  
3日(19時間)

定員 **7名**

## 高所作業車運転技能講習

修了までの日数・時間  
3日(17時間)

定員 **3名**

車両系建設機械(整地等)  
運転技能講習

修了までの日数・時間  
6日(38時間)

定員 **4名**

## 講習場所

株式会社恵新自動車学園  
(小樽市新光2丁目20-33)

ドローン教習基礎技能講習  
(座学・シミュレーター訓練・実施訓練)

修了までの日数・時間  
2日(15時間)

定員 **5名**

※講習日数・時間は、免除科目がない方の場合です。普通、準中型、中型、大型、  
大型特殊免許等を持っている方は、講習時間が一部免除されます。

## 講習期間

令和7年**6月2日**～令和8年**3月10日**

までの期間で、講習期間の日程に合わせて皆様のご都合の良い日程で受講いただけます。

季節労働者で、次のいずれかに該当し、技能講習を受講して通年雇用を望まれている方

- 1 雇用保険の種類が「短期雇用特例被保険者」として、現在雇用されている方
  - 2 現在離職中で、前職において雇用保険の種類が「短期雇用特例被保険者」であった方
  - 3 現在離職中で、前職の雇用保険の種類が「一般被保険者」であったがその受給資格を有せず、かつ、前々職において雇用保険の種類が「短期雇用特例被保険者」であった方
- ※ 2は前職を、3は前々職を令和6年4月1日以降に離職した方

## 受講対象者

お申込み  
お問合せ

**お申込みは  
裏面へ!!**

小樽市季節労働者通年雇用促進協議会 ☎0134-32-4111 (担当:本間)  
(内線262)

(事務局:小樽市産業港湾部商業行政課) ☎047-8660 小樽市花園2丁目12番1号(小樽市役所別館4階) 【FAX】0134-33-7432 【MAIL】kisetukyo@city.otaru.lg.jp

# 技能講習受講申込書(無料)

## 申込方法

受講を希望される方は、事前にお電話(32-4111《内線262》)のうえ、申込書に必要事項をご記入し、下記「受講申請に必要なもの」をご持参のうえ、当協議会に直接お申込みください。

※この技能講習は季節労働者対象となっています。雇用保険の短期雇用特例被保険者以外の方は受講できません。  
※個人的な都合で講習を途中で止められた場合や、補講等で追加費用が発生した場合は、自己負担となります。

申込月日	令和 年 月 日			
フリガナ			年齢	歳 性別 男・女
申請者氏名				
住所	〒 -			
電話番号 (携帯可)		FAX番号		
現在、または直前までの勤務先名		勤務先住所 または連絡先		
季節労働者である証明 (該当する事項を○で囲ってください。)	<b>1</b> 現在、雇用保険の短期雇用特例被保険者である。(就業中) <b>2</b> 雇用保険特例一時金の給付認定を申請中。(月認定予定) <b>3</b> 令和6年4月1日以降の退職者で雇用保険の短期雇用特例被保険者であった。			
希望する受講期間	令和 年 月(上旬・中旬・下旬)頃を希望 ※令和8年3月10日までに受講終了できること。			
希望する技能講習名 (希望する講習を○で囲ってください。)	① フォークリフト運転技能講習 ④ 高所作業車運転技能講習 ② 小型移動式クレーン運転技能講習 ⑤ 車両系建設機械(整地等)運転技能講習 ③ 玉掛け技能講習 ⑥ ドローン教習基礎技能講習			
現在所持している資格 (該当する免許・資格を○で囲ってください。)	運転免許	普通・準中型・中型(1種・2種)・大型(1種・2種) 大型特殊免許(限定なし)		
	移動式クレーン運転士免許、クレーン運転士免許、玉掛け 車両系建設機械(整地等)、車両用建設機械(基礎工事、解体)、フォークリフト、ショベルローダー等 高所作業車、不整地運搬車、小型移動式クレーン、床上操作式天井クレーン、デリック、揚貨装置			
	その他			

## 受講申請に必要なもの

- 受講申込書(本紙) ■各講習に必要な資格の免許証及び修了証 ■印鑑(スタンプ印以外)
- 対象者であることを証明する書類…上記**1**の方はア、**2**の方はイ又は**雇用保険被保険者離職票(1・2)**、**3**の方はイと**雇用保険被保険者離職票(1・2)**の両方が必要です。

※上記のものをご持参の上、当協議会に直接お申込みください。

## ア 就用保険被保険者資格取得等確認通知書



## 1 就用保険特例受給資格者証

